

令和7年度 第3回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和7年8月15日(金) 10時30分～11時00分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	西川 昇吾	前田 茂樹	松下奈美子	向山 富雄
労働者代表	石田 司郎	片山 智成	佐橋 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	松井 寿人	山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県最低賃金専門部会の報告について
- (2) 三重県最低賃金の改正決定について(答申)
- (3) その他

5 開 会

(室長補佐)

只今から、令和7年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、三重地方最低賃金審議会運営規程第4条第1項に規定するテレビ会議システムを利用して向山委員、石田委員、廣瀬委員が出席されています。向山委員、石田委員、廣瀬委員、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

従いまして、同運営規程第4条第2項の定めにより、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、西川会長よろしくお願いいたします。

6 議 事

(会 長)

皆様、御盆のさなか、お忙しいところ、審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年は、専門部会を4回開催していただき、大変難しく熱い議論をしていただきました。

その報告を受け答申するという大変重要な審議会でございます。最後までなにとぞ慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 三重県最低賃金専門部会の報告について

(会 長)

それでは、議事の1、三重県最低賃金専門部会の報告について、前田部会長から報告よろしくお願いします。

(前田部会長)

よろしくお願いいたします。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしくよろしくお願いいたします。

(室 長)

それでは、報告書1を読み上げさせていただきます。

— 室長、報告書を読み上げ —

(前田部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、私から経緯等について報告をさせていただきます。

8月6日の第1回専門部会で役員を選出した後、直ぐに金額審議を行いまして、労使双方のお考えをお伺いしました。

その後、8月8日、8月12日、8月14日と計4回の専門部会を開催し、金額検討を重ねてまいりました。

専門部会では、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業の状況等をお聞かせいただき、また、労働者側からは労働者の生活実態等を反映した御意見をいただきました。

熱心に金額検討をしていただいた結果、使用者側の賛成により、賛成多数で、現行の三重県最低賃金を64円引上げ、1,087円、発効日令和7年11月21日といたしました。専門部会の報告は、以上のとおりでございます。

(2) 三重県最低賃金の改正決定について (答申)

(会 長)

ありがとうございました。

この報告について、何か御質問があればお聞きしたく存じます。

如何でございますか。よろしいでしょうか。

それでは、専門部会報告書を基にし、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に本審議会の意見として決定させていただきたく存じます。

(室 長)

ここで報道機関の方は、恐れ入りますが御退出願います。

(報道機関、退出)

(佐橋委員)

労働者代表委員の佐橋でございます。労働者側から今回の採決について意見を述べさせていただきます。

昨日行われました令和7年度第4回三重県最低賃金専門部会におきまして、審議の過程上、労働者側としてどうしても見過ごせない審議プロセス上の問題があると考えております。従いまして、本日WEBで出席をしております廣瀬委員、石田委員を含め5名全員、本日の採決には参加することができませんので、このまま退席をさせていただきます。以上です。

(会 長)

テレビ会議システム利用委員の皆様、よろしいでしょうか。

(労働者代表委員5名離席)

(会 長)

只今の御意見は、会長としてしっかり受け止めたいと思います。

しかし、職務でございますので、採決に移りたく存じます。

先ず、報告書記載のとおり、現行の三重県最低賃金を64円引上げ、1,087円、発効日令和7年11月21日で賛成の方、挙手をお願いいたします。

・賛成 労側0名 使側5名 公益4名（うちTV会議システム上1名）

採決の結果、賛成多数でございますので、専門部会報告書のとおり決定したいと存じます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 事務局、答申文（案）各委員に配付 —

(労働者代表委員5名着席)

(指導官)

テレビ会議システムの先生方には、今、電子メールで答申文（案）データをお送りさせていただきました。御確認願います。

(会 長)

只今、お手元に答申文（案）を配付させていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたく存じます。事務局よろしくをお願いいたします。

(室 長)

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 室長、答申文（案）を読み上げ —

(室 長)

なお、別紙1及び2につきましては、報告書1と同様になりますので御確認ください。以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何か御質問等はございませんでしょうか。

テレビ会議システムを御利用の委員の皆様もよろしいでしょうか。

特に御質問がないようですので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することといたします。これを局長に答申致します。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会 長)

それでは、局長から御言葉をいただけますでしょうか。

(局 長)

暑さが続く中、委員の皆様には本審に御出席賜りまして誠にありがとうございました。

今年も厳しい状況の中にありまして、公労使三者構成によりまして、各委員の皆様にはそれぞれの御立場から御検討いただきまして、時間額1,087円、引き上げ額64円、発効日令和7年11月21日の答申をいただいたところでございます。特に専門部会の委員の皆様には、8月6日から連日精力的に御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

今後、いただきました答申を踏まえまして、私共といたしましては、発効される最低賃金につきまして、しっかりと周知、そして履行確保を図ってまいりたいと思います。

多くの中小企業につきましては、厳しい経営環境が続いております。今後、政府全体で価格転嫁の措置、あるいは生産性向上支援の後押しをすることとなっております。労働局といたしましても、各種助成金の活用促進など、実効性のある支援を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、お力添えをなにとぞよろしくお願い申し上げます。繰り返しになりますが、委員の皆様には、大変な御尽力を賜りまして重ねて深く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局の方からこの後の手続きにつきまして御説明お願いいたします。

(室 長)

はい、この後の手続きにつきまして少し説明をさせていただきます。答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きをこれから進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は9月1日月曜日となります。

異議申出がございまして、次回、第4回本審におきまして、審議をお願いすることとなります。

その審議会の開催は、9月2日火曜日午前10時00分から、本会場、地下共用会議室で開催する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、御協力の程をよろしくお願いします。

以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申出が提出される可能性がございまして。

そうなった場合、第4回本審を9月2日火曜日の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には、日程調整をなにとぞよろしくお願いします。

それでは労使それぞれ代表の方から御意見を賜りたく存じます。

先ず、労働者側委員の方から如何でございましょうか。

(前田良彦委員)

それでは、労働者代表いたしまして一言コメントを述べさせていただきます。

8月6日から4回に亘る専門部会において2025年度の三重県最低賃金の審議が真摯に行われたこと、公益委員、使用者側委員の皆様にも御礼を申し上げます。ありがとうございました。

我々は労働者として、中央で示された目安を基に十分参酌をしながら、いわゆる三要素を重視した中でしっかり議論をさせていただいております。特にその中でも、生計費ですね、昨今の物価上昇ということで、我々労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者が、生活が非常に厳しくなっている。ということも踏まえてしっかりと金額提示をさせていただいたわけでございますが、計4回の専門部会において残念ながら、金額の合意ということには至らずに、最終的には、公益の裁定という形になりましたけれども、結果としては64円という形で終わったと思っています。

ただ、残念ながら審議過程においてですね、発効日について十分な議論もされることなくですね、今回11月21日ということに決定をしたということ。この審議プ

ロセスについては大変憤りを感じております。それも含めて、今回の採決では退席をさせていただいたということでございます。

本来であれば地域別最低賃金発効日については、我々が主張する未組織労働者においても春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといった、本来の地域別最低賃金改定の趣旨というのがあるかと思います。が、そのことが一切議論されずにですね、この審議が進んでいったこと、決定をされたことに対して改めて憤りを感じているところでございます。

来年におきましても、同じような審議が行われることなくですね、公益委員の皆様、事務局労働局の皆様にも改めてしっかりと労使で審議できる専門部会という形で進めさせていただきたい。残念ですが、今年度の審議に対して労働者側としては、非常に憤りを感じている状況でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、使用者の代表の方よりしくお願いいたします。

(中村委員)

それでは、使用者側を代表させていただきましてコメントをさせていただきます。

本当に今年の最低賃金、この審議におきましては、連日猛暑の中、例年以上に労使双方が様々な意見が活発に行われたのではないかなと思っております。ただ、結果といたしましては、あまり好ましくない結果に着地をさせていただいたところでございます。とは言え、労働者側委員の皆様には、真摯な議論をしていただいたと思っております。ありがとうございました。また、公益の先生方には、労使双方の意見に大きな隔たりがある中で調整をしていただいたことにつきまして感謝申し上げます。

先程、本年度の地域別最低賃金の改定額について、目安額プラス1円の64円という形で結審をさせていただきました。この結果につきましては、本当に先日の専門部会もそうでしたが、私共は衝撃を受けているところでございます。

さて、とは言いながら、今年度の審議会においては、中央での審議会における目安についての説明を、昨年に引き続いて中央の審議会の会長ビデオメッセージで伝えられました。中賃としての見解を説明していただきまして、それらも踏まえて議論をさせていただいたと思っています。

今回の交渉につきましては、中央での審議が、先日も前回も申し上げたと思うのですが、44年振りに第7回まで開催される異例の事態となったということでございます。私共といたしましても、その44年振りに第7回まで審議が行われたということに対して、その意味を十分理解いたしまして慎重に議論を検討をさせていただきました。

政府の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版の趣旨も踏まえさせていただきながら、最低賃金法第9条第2項の三要素を十分考慮させていただきまして、この中で、我々毎年言わせていただいております、一番重要であ

ります企業の支払能力を考慮させていただきながら検討の方をさせていただいたところでございます。

ただ、今年は、この審議の論点の中心が、やはり先程の労働者側もおっしゃっていただきましたが、労働者の生計費という部分でございまして、そちらの方を十分に我々としても例年以上に含めた検討をさせていただきました。

とは言いながら、企業活動においては、中小企業、特に小規模事業所におきましては、労務費、エネルギー、原材料価格の大幅な引き上げ、本当に厳しい状態にあるのは間違いがございません。これらの価格転嫁も十分にできていない状況であります。今年は、関税の話があります。これによる影響が既に出ております。この先も大きな影響を受けることを踏まえる必要もございました。今後も不透明な経済状況が続く中で、大幅な労務費の引き上げは、企業収益を大幅に圧迫します。このような状況下であります、雇用を維持することを念頭に経営者は頑張っているということも御理解いただきたいと思います。と思っております。

さて、中央の最低賃金審議会目安に関する小委員会報告でも、結果として三要素のうち昨年同様に労働者の生計費を重視した目安額としたということでございまして、昨年同様それ以上に地域の中小企業・小規模事業者の賃金引き上げ実態と三要素のうち、重要な中小企業の賃金支払能力を勘案しない大幅な引き上げ額が示されたということに対して、我々は決して納得をしておるわけではございません。先程も申し上げましたが、企業における状況というのは、このような状況であり、何度も申し上げますが、今年はこの関税の部分も踏まえております。

が、このような状況を総合的に真剣に議論をした結果、今回は、非常に苦渋の決断ではありますが、使用者側賛成の意見をさせていただいたところでございます。

これだけの大幅な引き上げによる、特に中小零細企業が受ける影響を十分に認識をしていただいた結果を出したことに對して、我々としても重い責任を負っていかねばならないと思っております。昨年も申し上げましたが、我々経営者側としても、今まで以上に生産性向上を推進してまいります、働く方々におかれまして、今まで以上にパフォーマンスを出していただきまして、生産性向上をしていただきまして、付加価値を出していただかないと非常に厳しい部分でございまして。

先程、局長からもおっしゃっていただきましたが、増額による影響率が高くなっています。最低賃金引き上げにより直接影響を受ける地域の中小企業・小規模事業者が増加することになりますので、その辺を配慮していただいた支援策等々を十分に行っていただきたいなと思っております。と思っております。

また、既に実施をされております各支援策の検証、効果把握を行っていただいて、より実効性のある支援が継続を図られることを強く要望をいたしたいと思っております。

また、先ほど労側からも言うていただきましたが、今年、発効日が通常と異なるため、事業者の皆様方へ発効日が異なることを十分周知していただいて、混乱の無いようお願いしたいと思います。

とは言いながら、最後になりますが、いずれにしても本日決定された内容を発効日以降遵守して、先ほど申しましたが、更なる企業の生産性向上を進め、事業活動に繋げていきたいと考えております。これには、労使が一体となって取組んでいく必要がございますので、労働者側の皆さんのより一層の御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この一週間本当に色々な部分で御配慮いただいた事務局様にも感謝申し上げます。簡単ではございますが、本審結審に伴う使用者側のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。

最後に我々公益側から御礼を深く申し上げたいと思います。

労使それぞれの御立場があり、前田部会長からも先程報告がありましたように大変厳しい状況の中、今年度は、専門部会で公益裁定となってしまいました。しかしながら、賛成多数で議決となりました。

専門部会を取り仕切っていただきました前田部会長には大変な思いをしていただきました。御苦労さまでございました。

そして、専門部会の検討審議にお集まりをいただきました各労使の委員の皆様、深く御礼を申し上げます。

これをもちまして、今年の最低賃金の答申をすることといたしまして、御礼を重ねて申し上げます。他に公益委員の方々に御意見ございますでしょうか。

これをもちまして議事の2までを終了いたします。

(3)その他

(会 長)

それでは、その他事務局から何かございますでしょうか。

(室 長)

特にありません。

(会 長)

他に、委員の皆様、御意見等がございましたら賜ります。

よろしいでしょうか。

テレビ会議システムを御利用の委員の皆様よろしいでしょうか。

では、本日予定しておりました議事はすべて終了です。これからの審議会の運営に何卒よろしくお願いしたいと思います。

では、これをもちまして本日の会議を終了いたしたいと思います。

最後まで熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

テレビ会議システムを利用して御出席の向山委員、石田委員、廣瀬委員、どうもありがとうございました。

以上